

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

食・農・水が共存する活力あるまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

阿波市

3 地域再生計画の区域

阿波市の全域

4 地域再生計画の目標

阿波市は、徳島県中央北部に位置し、四国三郎と呼ばれる大河「吉野川」の北岸に広がっており、総面積190.97km²、人口約4万人（平成25年3月31日現在）を有している。北部の県境には阿讃山脈が、緑豊かな山々からは、宮川内谷川、日開谷川、大久保谷川や伊沢谷川が南に流れ、肥沃な扇状地を形作っており、南部には、四国最大の河川・吉野川がもたらした豊かな土壌に恵まれた平野、日本最大の川の中の無人島である善入寺島があり、どちらも「新鮮共感基地」徳島を代表する高品質な農産物の産地である。

その中でもレタス、なす、トマト、白菜、キャベツ、ミニトマト、えんどう、ぶどう、青とうがらし、じゃがいもの10品目は、県下一の出荷量を誇っており、高品質な農作物が自慢である。また、農作物のブランド化も進んでおり、県内でも有数の農業のまちとして発展している。

しかしながら、生活排水については、合併以前に吉野町の一部の地域に対して農業集落排水施設を整備しているのみで、それ以外の地域では単独処理浄化槽からの排水や未処理の生活雑排水が公共用水路等へ排出されており、河川や田畑等への水質に悪影響を及ぼしている状況であり、平成25年度末での汚水処理人口普及率については全国平均が88.9%に対して、阿波市は47.7%と低迷している。

以上の状況を解消し、地域再生を図るため汚水処理施設整備交付金を活用し、合併処理浄化槽及び農業集落排水施設の整備を効率的に行うことで、汚水処理人口普及率を向上させ、水質の改善を図り、さらには、水環境をよくすることで、高品質な農作物を継続して生産し、学校給食への提供が始まる平成27年度には自慢の農産物を積極的に利用することで、児童生徒に対しては、新鮮で安全・安心な給食を提供し、地域の農業に対する理解を深めるとともに食育が育まれる。また、生産者に対しては、生産意欲の向上、安定した供給等、本市農業の活性化を図る。

以上により、食・農・水が共存する活力あるまちづくりを目指す。

（目標1）汚水処理施設整備の促進

- ・汚水処理人口普及率47.7%（基準値：H25年度末）

→ 61.0%(中間目標値：H29年度末) → 70.0%(計画目標値：H31年度末)

・集落排水施設のBOD値 20mg/ℓ(基準値：H25年度末)

→14mg/ℓ(中間目標値：H29年度末) → 8mg/ℓ(計画目標値：H31年度末)

(目標2) 学校給食における地産地消率の目標数値

・農産物 21.5%(基準値：H25年度末)

→ 40.0%(中間目標値：H29年度末) → 55.0%(計画目標値：H31年度末)

・米 78.1%(基準値：H25年度末)

→100.0%(中間目標値：H29年度末) → 100.0%(計画目標値：H31年度末)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

阿波市の污水处理施設整備事業は、吉野町の一部を農業集落排水施設にて汚水を集合処理し、それ以外の地域については浄化槽設置整備事業(個人設置型)にて污水处理を行っている。

農業集落排水施設については、隣接しているが二つの整備地区に分かれており、柿原東地区、一条西地区で運用している。

柿原東地区については、県内でも有名な「柿島レタス」の生産地でありブランド化された高品質な農産物の一つである。

しかしながら、柿原東地区では長年、不明水の流入が要因となり、流入汚水濃度の変動し安定した污水处理ができておらず、農作物を生産するうえで重要である水質や土壌に悪影響を及ぼしている。

具体的に比較すると一条西地区の処理施設はBOD数値：7であるが柿原東地区はBOD数値：20と基準ぎりぎりの悪い状況が続いている。このため、不明水流入の原因である管渠を再整備することにより不明水を低減し、処理施設への流入量を安定させ処理水の改善、地震等への減災機能の強化を図る。

また、処理施設についても既設自動スクリーンの機能が低下しており、機能を向上させることにより施設を安定して稼働させ、機器の故障及び施設維持管理の低減等を図る。

浄化槽については、現在設置されている10,294基のうち、合併処理浄化槽は3,367基、単独処理浄化槽は6,927基となっており汚水が適切に処理出来ているのはわずか1/3となっている。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をメインとして考え、新築または建て替え等の設置数と合わせて年間150基の合併処理浄化槽を整備するよう普及促進に努める。

2つの事業を一体的に整備することにより河川への水質汚濁、田畑への土壌汚

染、悪臭などが解消され自然環境が守られるとともに衛生面での改善も行える。

また、市民の水環境に対する意識の改善に併せて努めていくとともにこれらの汚水処理事業に加え、地場農産物の品質の維持管理や学校給食への安心で安全な農産物の供給、それらを食べるこどもたちの食育を育むとともに生産者の生産意欲の向上を図り、本市の農業の活性化を図る。

以上により、食・農・水が共存する活力あるまちづくりを目指す。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金【A3002】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続等を完了する予定となっている。

- ・農業集落排水・・・県の事業計画承認（平成27年3月末予定）

[事業主体]

- ・阿波市

[施設の種類]

- ・農業集落排水施設
- ・個人設置型浄化槽

[事業区域]

- ・農業集落排水施設・・・・・・・・阿波市吉野町（柿原東地区）
- ・浄化槽（個人設置）・・・・・・・・阿波市の全域（ただし、農業集落排水整備区域を除く）

[事業期間]

- ・農業集落排水施設 平成28年度～平成31年度
- ・個人設置型浄化槽 平成27年度～平成31年度

[整備量]

- ・農業集落排水施設 管渠φ100～250 4,188m
処理施設1ヵ所
- ・個人設置型浄化槽 設置数750基

[事業費]

農業集落排水施設	183,520千円（うち交付金 91,760千円）
個人設置型浄化槽	159,950千円（うち交付金 53,316千円）
合計事業費	343,470千円（うち交付金145,076千円）

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

(1) 阿波市ブランド推進事業

内 容 農畜産物の販売を取り巻く環境は大変厳しく、価格低迷している状況にある。販路の拡大や有利販売方法を目指し、農家所得の向上を目指すため付加価値の高品質な農畜産物の生産体制を構築し、他の産地との差別化を図るため、「農産物のブランド化」に取り組む。(市単独事業)

実施主体 阿波市

実施期間 平成27年4月～平成29年3月

(2) 地産地消促進事業

内 容 物流システムと栽培技術の向上により、四季を通じて欲しいものがいつでもどこでも購入できるようになり、旬の食べ物や農業に対する関心や知識が低下し、食と農の距離が遠ざかっている現状である。このような中、市民等が身近な場所で、いつでも安全・安心な阿波市産農畜産物を購入できる供給体制を構築し、域内消費を進め「地産地消」の推進に取り組む。(市単独事業)

実施主体 阿波市

実施期間 平成27年4月～平成29年3月

(3) 集落営農組織等推進事業

内 容 長期的な食料自給率の低迷、農業所得の大幅な減少、農業者の高齢化による担い手不足の深刻化、非効率な農地利用、農山村の活力の低下といった厳しい現状に直面しているが、農業用機械等のコストを削減し営農を持続又は改善できる体制を確立するため、集落営農や農業法人の組織化を目指して取り組む。(市単独事業)

実施主体 阿波市

実施期間 平成27年4月～平成29年3月

(4) 水環境保全の実施（「汚水はどこへ？」出前講座）

内 容 「徳島県環境学習推進方針」に基づき、環境学習を推進しており、

その一つとして小・中学校等を対象に、汚水処理を通じて「水の循環」を学習してもらうため出前講座を徳島県や（公社）徳島県環境技術センターと連携して実施している。これらは、子どもたちが日頃から「水」を大切に利用することや川をきれいにしようとする心がけにつながることを目的として実施している。

事業主体 徳島県、阿波市、徳島県環境技術センター
 実施期間 平成27年4月～平成32年3月

5-5 計画期間

平成27年度～平成31年度

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間年度及び計画終了後に必要な調査を行い状況を把握する。

目標に関わる基礎データは平成25年度末の汚水処理人口普及率及び給食センター地産地消率のデータを用い、中間評価、事後評価の際には、汚水処理人口普及率、給食センター地産地消率を調査し、事業の推進に応じて達成状況の評価を行う。

6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成25年度 (基準年度)	平成29年度 (中間年度)	最終目標
目標1			
汚水処理人口普及率	47.7%	61.0%	70.0%
集落排水施設のBOD値	20mg/ℓ	14mg/ℓ	8mg/ℓ
目標2			
学校給食における米の地産地消率	78.1%	100.0%	100.0%
学校給食における農産物の地産地消率	21.5%	40.0%	55.0%

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
汚水処理人口普及率	浄化槽については徳島県から毎年度、浄化槽設置届の台帳をいただいておりますその台帳の使用人数を年々積み上げて浄化槽処理人口を算出しており、農業集落排水については市が所有している加入者数を基に年度末の人口にて汚水処理人口普及率を算出し、環境省が行っている浄化槽等処理人口調査に市が提出しているデータより収集。

集落排水施設の BOD 値	市が（公社）徳島県環境技術センターに水質の調査を委託しており、水質汚濁防止法に基づき、毎週水質調査を行っているデータより収集
学校給食における米の地産地消率 学校給食における農産物の地産地消率	地場農産物とそれ以外を、給食センターへ納入しているなのでそのデータより収集

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

6-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標を始め中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（阿波市環境衛生課のホームページ）にて公表する。

6-4 その他

該当なし

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし